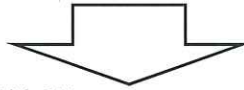


子どもに係る被保険者均等割額の減額措置及び市独自減免のイメージ

- : 低所得者に係る法定軽減
- : 子どもの均等割保険税減免（市独自）
- : 新たに導入される未就学児への減額措置
- : 保険税として納付する金額

①現行（0歳から18歳未満）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し世帯
均等割額 (1人当たり年額)	法定7割軽減 20,160円	法定5割軽減 14,400円	法定2割軽減 5,760円	石巻市子ども3割減免 8,640円
			石巻市子ども3割減免 8,640円	
	石巻市子ども3割減免 8,640円	石巻市子ども3割減免 8,640円	納付必要額 14,400円	納付必要額 20,160円
		納付必要額 5,760円		



②改正（未就学児のみ、小学生以上は現行どおり）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し世帯
均等割額 (1人当たり年額)	法定7割軽減 20,160円	法定5割軽減 14,400円	法定2割軽減 5,760円	未就学児減額措置5割 14,400円
			未就学児減額措置4割 11,520円	
	未就学児減額措置1.5割 4,320円	未就学児減額措置2.5割 7,200円	石巻市子ども3割減免 8,640円	石巻市子ども3割減免 8,640円
	石巻市子ども3割減免 (1.5割) 4,320円	石巻市子ども3割減免 (2.5割) 7,200円		

【参考】

国民健康保険税について

国民健康保険税は、基礎課税額分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3つの課税区分があり、所得に応じて課税される所得割、被保険者1人当たりで課税される均等割、1世帯当たりで課税される平等割の合算により算定される。

このうち、均等割及び平等割は、所得の有無に関わらず課税され、低所得世帯の負担軽減を図るため、世帯所得が一定以下の場合には7割・5割・2割の軽減措置が講じられる。

均等割については、子どもにも一律に課税されることから、子育て世帯の負担軽減のため、令和2年度から市独自に3割減免措置を講じている。

〔本市の国民健康保険税率〕

区分	基礎課税額分	後期支援金等分	介護納付金分	合計
課税対象者	全て	全て	40歳～64歳	
所得割（加入者）	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%
均等割（加入者）	23,500円	5,300円	8,400円	37,200円
平等割（世帯）	25,700円	5,500円	6,000円	37,200円

※ 子どもに係る保険税⇒基礎課税額分と後期支援金等分の均等割 28,800円

〔国民健康保険税の軽減判定所得基準〕

軽減割合	軽減判定所得基準
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+28.5万円×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+52万円×被保険者数

※ 給与所得者等とは、55万円を超える給与収入を有する者又は65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者をいう。

〔子どもの均等割保険税減免（令和2年度課税分より市独自施策として実施）〕

18歳未満（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。）の子どもに係る均等割保険税の3割を減免している。

⇒基礎課税額分+後期支援金等分（28,800円）の3割（8,640円）を減免